市第 162 号議案関連資料

市民・文化観光・消防委員会資料 平成 2 5 年 2 月 2 0 日 消 防 局

横浜市震災対策条例の全部改正について

1 趣旨

東日本大震災の教訓や課題を踏まえ、新たに自助・共助・公助の考え方に基づく震災対策の基本理念や、大規模地震発生時に、本市に大きな被害が予測される火災や津波などへの個別の対策を定める必要が生じました。

これらの個別対策を進めるうえで、市、市民及び事業者等が、震災対策を推進し、またそれに取り組む努力を促すことが必要であるため、その法的根拠となる本条例を全部改正します。

2 制定経緯等

震災対策条例は、平成7年に発生した阪神淡路大震災を契機として、それまで制定していた「横浜市地震対策条例(昭和50年3月制定)」を廃止し、平成10年2月25日に制定されました。

震災対策条例の目的は、震災対策における市、市民及び事業者の責務を明らかにする とともに、震災の予防や震災が発生した場合の措置等について定め、市民の生命、身体 及び財産の安全を確保することとなっています。

【制定経緯】

昭和 50 年 3 月	「横浜市地震対策条例」制定
平成7 年1月	阪神淡路大震災発生
平成9 年3月	「横浜市防災計画(震災対策編)」修正
平成 10 年 2 月	「横浜市地震対策条例」廃止、 「横浜市震災対策条例」 制定
平成 23 年 3 月	東日本大震災発生
平成 24 年 3 月	「横浜市防災計画(震災対策編)」一次修正

^{※「}横浜市震災対策条例」制定以降、初めての改正となります。

3 改正概要(※詳細別紙「条例改正案·現行条例対照表」参照)

(1) 条文数の変更等

ア 条文数

現行 全 32 条→改正案 全 37 条 (5 条 増)

イ 新設した条文

計 9 条新設(改正案第 3、18、19、20、21、22、31、34、35 条を新設)

ウ 削除した条文

計4条削除(現行第7、9、20、29条を削除)

エ 改正した条文

計 25 条 (現行第1、2、3、4、5、6、8、10、11、12、13、14、16、17、18、19、21、22、23、24、25、26、27、28、31 条を改正)

(2) 主な改正内容

改正案第1条 目的(改正)

○ 市民の生命、身体及び財産の安全を守るため、震災対策の基本理念や復旧対策、 復興対策についても定めることを新たに規定します。

改正案第2条 定義(改正)

○ 一般的に使用されている用語であっても法律等で明確に定義されていない用語 (「震災」、「震災対策」) や、本市として考え方や特性を明確にしておくべき用語 (「自主防災組織」、「地域防災拠点」) について定義します。

改正案第3条 基本理念等(新設)

- 市、市民及び事業者は、自助、共助及び公助の考え方に基づき、それぞれの責務 と役割を果たし、相互に連携を図ることを基本理念として震災対策に取り組むこと を新たに規定します。
- 市は、市民及び事業者の自助・共助の意識を高め、震災に強い人と地域をつくる ため、市民憲章を制定することを新たに規定します。

改正案第5条 横浜市防災計画の実施(改正)

○ 市は、横浜市防災計画の中に、減災や早期の復旧復興に関する目標を設定し、そ の取り組みを推進することを新たに規定します。

改正案第12条 災害時要援護者対策(改正)

○ 市は、災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動に必要な体制を整備し、市民や地域の自主的な支え合いの取組を支援するほか、自主防災組織等に対し、あらかじめ災害時要援護者に係る個人情報を提供できることを新たに規定します。

改正案第17条 応急的な医療を提供することができる体制の整備等(改正)

○ 市は、震災に備えて、応急的な医療を提供することができる体制を整備するほか、 平素から医薬品や医療用資器材の備蓄や、県及び医療関係団体等との連携に努める ことを新たに規定します。

改正案第 18 条 液状化対策(新設)

- 地盤の液状化の可能性が高いと予測される土地の所有者等は、その土地に対し液 状化対策を講ずるよう努めることを新たに規定します。
- 市は、地盤の液状化の可能性が高いと予測される土地の所有者等が液状化対策を 講ずることができるよう、液状化の可能性が高いと予測される地域を周知すること を新たに規定します。

改正案第19条 崖防災対策(新設)

- 崖の所有者等は、震災の発生に備えて、崖の防災対策に努めることを新たに規定 します。
- 市は、崖の所有者等による崖の防災対策が進むよう、工事の補助制度運営等を実施し、崖の防災対策を推進することを新たに規定します。

改正案第20条 津波避難対策(新設)

- 市は、市民が自ら津波からの避難ができるように、津波からの避難対策を推進することを新たに規定します。
- 市民は、自らの判断で津波から避難できるように、津波避難に関する 知識の習得や、避難経路・避難場所の確認に努めることを新たに規定し ます。
- 津波による浸水が予測される地域周辺の事業者は、津波警報等の情報 に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育や避難場所の確保等 を図るとともに事業所周辺の避難者の受入れに努めることを新たに規 定します。

改正案第21条 帰宅困難者対策(新設)

- 市は、帰宅困難者の発生による混乱や事故の発生等を防止するため、 従業員等の一斉帰宅の抑制や帰宅困難者に対する支援を推進すること を新たに規定します。
- 市民は、むやみに移動を開始しないよう努めることや、市や事業者が 行う帰宅困難者対策への協力に努めることを新たに規定します。
- 事業者は、事業所の耐震化や従業員用の備蓄などを実施し、従業員等の一斉帰宅の抑制に努めることや帰宅困難者の受入れに努めることを 新たに規定します。

改正案第22条 地震による火災への対策(新設)

- 市は、地震により発生した火災による被害の拡大を防止するため、主要な道路の周辺等において建築物等の不燃化の促進に努めることを新たに規定します。
- 市は、地震による火災の被害の拡大を防止するため、市民や事業者に対し、出火防止・初期消火に関する訓練等を提供することを新たに規定します。
- 市民・事業者は出火防止・初期消火に関する知識・技術を修得し、地震による火災の発生や延焼防止に努めることを新たに規定します。

改正案第31条 空地等の把握及び使用(新設)

- 市は、平素から災害廃棄物の仮置きや応急仮設住宅の建設用地に使用 可能な空地等の所在を把握するよう努めることを新たに規定します。
- 空地等の所有者等は、震災が発生した場合、空地等の提供に協力する よう努めることを新たに規定します。

改正案第34条 復旧対策(新設)

- 市、道路管理者、ライフライン事業者は、相互に連携し、協力して早期に社会基盤の復旧を図ることを新たに規定します。
- 事業者は市民生活の安定や地域経済の復興のため、早期の施設復旧 や、事業再開に努めることを新たに規定します。

改正案第35条 復興対策(新設)

- 市は、震災発生後、早期に市民生活・地域経済の再生や、より安全性 の高い「都市」を構築する「復興」を実現するため、国、県、防災関係 機関と連携した取組を推進することや市民及び事業者による復興を支 援することを新たに規定します。
- 市民や事業者がそれぞれの立場で復興に取り組むことを新たに規定 します。

(3) 削除した条文

現行第7条 防災訓練等の参加等

○ 市民が防災訓練等に参加し、習得した知識、技能等を震災時に発揮できるようにすることは、被害の軽減のために重要であることから、市民の責務のひとつとして、現行第6条「市民の基本的責務」に統合し、改正案第7条「市民の基本的責務」として整理します。

現行第9条 防災訓練等の参加の機会の提供

○ 事業者が従業員等に防災訓練等に参加できる機会を提供するよう努めなければならないことを規定していますが、事業所などにおける被害の軽減のため重要であることから、事業者の責務のひとつとして、現行8条「事業者の基本的責務」に統合し、改正案第8条「事業者の基本的責務」として整理します。

現行第20条 不燃化の促進

○ 市が主要な道路の周辺等の建築物等の不燃化の促進に努めることに加え、市民や事業者に出火防止・初期消火に関する訓練等を提供することや市民・事業者が出火防止・初期消火に努めることを新たに規定し、改正案第22条「地震による火災への対策」として整理します。

現行第29条 応急危険度判定の実施

○ 応急危険度判定は、神奈川県被災建築物応急危険度判定要綱において、防災計画に規定し実施することになっており、本市の防災計画に既に規定されていることから、条例からは削除します。

4 条例の施行予定

議決後、横浜市防災計画「震災対策編」の運用開始(25 年 4 月)に合わせ、25 年 4 月 1 日の施行を予定しています。

※ただし、改正案第 12 条「災害時要援護者対策」の規定は、別途規則で 定める日から施行します。

条例改正案 · 現行条例対照表

別紙

区分注:新→新設 改→改正、順番変更 削→削除 無印→修正なし

区分	改正案	現行
	第1章(総則)	第1章(総則)
改	第1条(目的)	第1条(目的)
改	第2条(定義)	第2条(定義)
新	第3条(基本理念等)	<u>(新規)</u>
	第2章 (市の責務)	第2章 (市の責務)
改	第4条 (市の基本的責務)	第3条 (市の基本的責務)
改	<u>第5条</u> (横浜市防災計画の実施)	第4条 (横浜市防災計画の実施)
改	<u>第6条</u> (職員の責務等)	<u>第5条</u> (職員の責務等)
	第3章 (市民の責務)	第3章 (市民の責務)
改	<u>第7条</u> (市民の基本的責務)	<u>第6条</u> (市民の基本的責務)
削	(前条に統合)	第7条(防災訓練等の参加等)
	第4章 (事業者の責務)	第4章 (事業者の責務)
改	第8条(事業者の基本的責務)	第8条(事業者の基本的責務)
削	(前条に統合)	第9条(防災訓練等の参加の機会の提供)
改	<u>第9条</u> (<u>特定事業者の</u> 防災計画)	<u>第10条</u> (防災計画)
改	第 5 章 (<u>予防対策及び応急対策</u>)	第5章 (<u>震災の予防及び震災が発生した場合の措置</u>)
改	<u>第10条</u> (観測体制の充実等)	<u>第11条</u> (観測体制の充実等)
改	<u>第11条</u> (情報の提供等)	<u>第12条</u> (情報の提供等)
改	第12条(災害時要援護者対策)	第13条(高齢者等に対する配慮等)
改	<u>第13条</u> (ボランティア活動の推進)	<u>第14条</u> (ボランティア活動の推進)
	<u>第14条</u> (協定の締結)	<u>第15条</u> (協定の締結)
改	第15条(地震に強い都市づくりの推進)	第19条 (地震に強い都市づくりの推進)
改	第16条(地域防災拠点の整備等)	第16条(地域防災拠点の整備等)
改	第17条(<u>応急的な医療を提供することができる</u> <u>体制の整備等</u>)	第17条 (地域医療救護拠点の整備)

区分注:新→新設 改→改正、順番変更 削→削除 無印→修正なし

		以一以正、順番多丈・門一門は一無印一修正なし
区分	改正案	現行
新	第18条(液状化対策)	(新規)
新	第19条(崖防災対策)	(新規)_
新	第20条(津波避難対策)	_(新規)_
新	第21条(帰宅困難者対策)	(新規)_
新	第22条(地震による火災への対策)	_(新規)_
削	(前条に統合)	第20条(不燃化の促進)
改	第23条 (広域避難場所の確保)	第18条 (広域避難場所の確保)
改	第24条 (既存建築物の安全性の向上)	第21条 (既存建築物の安全性の向上)
改	<u>第25条</u> (落下対象物の安全性の確保)	第22条 (落下対象物の安全性の確保)
改	第 <u>26条</u> (震災対策の拠点となる施設の安全性の向上)	第23条 (震災対策の拠点となる施設の安全性の向上)
改	第27条 (緊急輸送路の指定)	第24条 (緊急輸送路の指定)
改	第28条(緊急輸送の確保)	第25条 (緊急輸送の確保)
改	第29条(海上輸送の確保)	第26条 (海上輸送の確保)
改	第30条 (航空輸送の確保)	第27条 (航空輸送の確保)
新	第31条(空地等の把握及び提供の協力)	_(新規)_
改	第32条(土地の一時使用の協力)	第28条 (空地の一時使用の協力)
削	(削除)	第29条(応急危険度判定の実施)
	第33条 (国、他の地方公共団体等との協力)	第30条 (国、他の地方公共団体等との協力)
新	第6章(復旧対策及び復興対策)	
新	第34条(復旧対策)	_(新規)_
新	第35条(復興対策)	_(新規)_
	<u>第7章</u> (雑則)	第6章(雑則)
改	<u>第36条</u> (補償等)	<u>第31条</u> (補償等)
	<u>第37条</u> (委任)	<u>第32条</u> (委任)
_		

	改正案	現行	
第1章(第1章(総則)
第1条	この条例は、震災対策について、	第1条	この条例は、震災対策における横
(目的)	基本理念を定め、横浜市(以下	(目的)	浜市(以下「市」という。)、市民
	「市」という。)、市民及び事業		及び事業者の責務を明らかにする
	者の責務を明らかにするととも		とともに、震災の予防、震災が発
	に、震災の予防 <u>対策、応急対策、</u>		生した場合の措置等について定め
	<u>復旧対策及び復興対策</u> について		ることにより、震災対策の推進を
	定めることにより、震災対策の推		図り、もって市民の生命、身体及
	進を図り、もって市民の生命、身		び財産の安全を確保することを目
	体及び財産の安全を確保するこ		的とする。
	とを目的とする。		
第 2 条	この条例において、次の各号に掲	第 2 条	この条例において、次の各号に掲
(定義)	げる用語の意義は、当該各号に定	(定義)	げる用語の意義は、当該各号に定
	めるところによる。		めるところによる。
	(1) 震災 地震により発生する		(1) 震災 地震の発生により生
	<u>被害</u> をいう。		<u>ずる被害</u> をいう。
	(2) 震災対策 地震により発生		(2) 震災対策 震災を未然に防
	し得る被害を最小限とするため		止し、地震が発生した場合におけ
	の予防対策、地震が発生した場合		る被害の拡大を防ぎ、及び震災の
	<u>における被害の拡大を防ぐため</u>		復旧を図ることをいう。
	の応急対策、地震により被害を受		(3) 応急危険度判定 震災を受
	けた社会基盤等の早期の回復を		けた建築物について、余震等によ
	図るための復旧対策並びに地震		る当該建築物の倒壊、部材の落下
	により被害を受けた市民生活、経		等から生ずる二次災害を防止し、
	済活動等の再建及び都市の安全		又は震災を受けた宅地について、
	性の向上を図るための復興対策		余震等によるがけ、擁壁等の崩壊
	をいう。		から生ずる二次災害を防止するた
	(3) 自主防災組織 自治会、町		め、震災を受けた建築物又は宅地
	内会その他の災害対策基本法(昭		の危険度を応急的に判定すること
	和 36 年法律第 223 号) 第 5 条第		<u>をいう。</u>
	2項に規定する自主防災組織を		
	<u>いう。</u>		
	(4) 地域防災拠点 あらかじめ		
	市長が指定する小学校、中学校そ		
	の他の震災が発生した場合にお		
	<u>ける避難場所としての施設機能</u>		

	_		
	<u>を有すると認められる施設で、避</u>		
	難場所、情報受伝達を行うための		
	拠点及び防災資機材等の備蓄場		
	<u>所として整備するものをいう。</u>		
第 3 条	市、市民及び事業者は自助、共助		_(新規)_
(基本理	及び公助の考え方に基づき、それ		
<u>念等)</u>	ぞれの責務と役割を果たし、相互		
	に連携を図りながら協力するこ		
	とを基本理念として震災対策に		
	取り組まなければならない。		
	2 市は、前項の基本理念にのっ		
	とり、市民及び事業者の自助及び		
	<u>共助の意識を高め、震災に強い人</u>		
	と地域をつくるため、市民憲章を		
	制定するものとする。		
第2章(市の責務)	第2章(市の責務)
第 4	市は、市民の生命、身体及び財産	<u>第 3</u>	市は、市民の生命、身体及び財産
条(市の	を震災から保護するため、その組	条(市の	を震災から保護するため、その組
基本的	織及び機能を挙げて震災対策を	基本的	織及び機能を挙げて震災対策を講
責務)	講ずるとともに、自主防災組織の	責務)	ずるとともに、 <u>市民の</u> 自主防災組
	充実を図るよう努め <u>なければな</u>		織の充実を図るよう努め <u>るものと</u>
	<u>らない</u> 。		<u>する</u> 。
第 5	市は、横浜市防災計画(災害対策	<u>第 4</u>	市は、横浜市防災計画(災害対策基
<u>条</u> (横浜	基本法第 42 条の規定に基づき横	<u>条</u> (横浜	本法(昭和 36 年法律第 223 号)第
市防災	浜市防災会議が作成する地域防	市防災	42 条の規定に基づき横浜市防災
計画の	災計画をいう。)に基づき、震災	計画の	会議が作成する地域防災計画をい
実施)	対策の的確かつ円滑な実施を推	実施)	う。)に基づき、震災対策の的確か
	進するものとする。		つ円滑な実施を推進するものとす
	2 市は、前項の横浜市防災計画		る。
	には、減災(地震により発生し得		2 前項の規定により震災対策を
	る被害を軽減することをいう。)		推進するため、区長は、各区の地
	並びに早期の復旧及び復興を実		域性に応じて区別防災計画を作成
	現するための目標を設定し、その		し、その実施に努めるものとする。
	実施を推進するものとする。		3 市は、前2項の規定により震災
	3 第1項の規定により震災対策		対策を推進するに当たっては、必
	<u>を推進するため、区長は、各区の</u>		要な財政上の措置を講ずるよう努
	地域性に応じて区別防災計画を		<u> めるものとする。</u>
	作成し、その実施を推進するもの		

<u>とする。</u>

4 市は、前 3 項の規定により震 災対策を推進するに当たっては、 <u>必要な財政上の措置を講ずるよ</u> う努めなければならない。

第 6 条(職員 の責務 等)

職員は、常に震災対策に関する知 識及び技術の習得に努め、地震が 発生したとき、又は発生するおそ れがあるときは、あらかじめ定め られた配備計画に基づき、直ち に、それぞれの配置に就いて震災 対策に関する事務に従事し、市民 の生命、身体及び財産の安全の確 保に努めなければならない。

2 市は、震災対策の的確かつ円 滑な実施を推進するため、職員に 対し、防災訓練、防災教育等(以 下「防災訓練等」という。)を行 うものとする。

第 5 条(職員 の責務 等)

|職員は、常に震災対策に関する知 識の習得に努め、地震が発生した ときは、あらかじめ定められた配 備計画に基づき、直ちに、それぞ れの配置に就いて震災対策に関す る事務に従事し、市民の生命、身 体及び財産の安全の確保に努めな ければならない。

2 市は、震災対策に関する事務の 的確かつ円滑な実施を推進するた め、職員に対し、防災訓練及び応 急手当に関する講習その他の防災 に関する研修等(以下「防災訓練 等」という。)を行うものとする。

第3章 (市民の責務)

条(市民 の基本 的責務)

第 7 市民は、防災訓練等に積極的に参 加し、震災対策に関する知識及び 技術の習得に努めなければなら ない。

> 2 市民は、その所有し、又は占 有する建築物の安全性の向上、食 料、飲料水等生活必需品の備蓄そ の他の震災に備えるための手段 を講ずるよう努めなければなら ない。

> 3 市民は、市の実施する震災対 策に対し、積極的に協力するよう 努めるとともに、相互に連携を図 り、自主防災組織に参加する等地 域における震災対策の推進に努 めなければならない。

第3章(市民の責務)

の基本 的責務)

第 6 市民は、平素から震災対策に関す 条(市民 | る知識の習得に努めるとともに、 その所有し、又は占有する建築物 の安全性の向上、食料、飲料水等 生活必需品の備蓄その他の震災に 備えるための手段を講ずるよう努 めなければならない。

> 2 市民は、震災対策において、相 互に連携を図るとともに、市の実 施する震災対策に対し、積極的に 協力するよう努めなければならな い。

> 3 市民は、自主防災組織に参加す る等地域における震災対策に関す る活動の推進に努めなければなら ない。

			<u></u>
第 7 条	_(前条に統合)_	<u>第 7 条</u>	市民は、防災訓練等に積極的に参
(防災訓		<u>(防災訓</u>	加し、習得した震災対策に関する
練等の		練等の	実践的かつ効果的な知識、技能等
参加等)		参加等)	を震災時に発揮できるよう努めな
			<u>ければならない。</u>
第4章(事業者の責務)	第4章(事業者の責務)
第 8 条	事業者は、 <u>従業員等が震災対策に</u>	第 8 条	事業者は、 <u>その社会的責任に基づ</u>
(事業者	関する知識及び技術を習得する	(事業者	き、事業者自らの負担と責任にお
の基本	ことができるよう、防災訓練等に	の基本	いて、その管理する施設及び設備
的責務)	参加することができる機会を提	的責務)	の地震に対する安全性の確保、食
	供するよう努めなければならな		料、飲料水等の備蓄、消火、救出
	<u>l'</u>		救助等のための資材及び機材の整
	2 事業者は、その社会的責任に		備その他の震災対策の推進を図ら
	基づき、事業者自らの負担と責任		<u>なければならない。</u>
	<u>において、その管理する施設及び</u>		2 事業者は、 <u>震災対策において、</u>
	設備の地震に対する安全性の確		その能力を活用して積極的に市
	保、食料、飲料水等の備蓄、消火、		民、自主防災組織等と連携を図る
	救出救助等のための資材及び機		とともに、市の実施する震災対策
	材の整備その他の震災対策の推		に対し、積極的に協力するよう努
	進を図らなければならない。		<u>めなければならない。</u>
	3 事業者は、市の実施する震災		
	対策に対し、積極的に協力するよ		
	う努めるとともに、その能力を活		
	用して積極的に市民、自主防災組		
	織等との連携に努めなければな		
	<u>らない。</u>		
第 9 条	(前条に統合)	第 9 条	事業者は、従業員等が震災対策に
(防災		<u>(防災訓</u>	関する知識又は技術を習得できる
訓練等		練等の	ように、防災訓練等に参加できる
の参加		参加の	機会を提供するよう努めなければ
の機会		機会の	<u>ならない。</u>
の提供)		提供)	
第9条(修正なし	第 10	震災対策を特に必要とする施設等
特定事		<u>条</u> (防災	を設置している事業者で規則で定
業者の		計画)	めるもの(以下「特定事業者」とい
防災計			う。)は、規則で定める事項につい
画)			て、防災計画を作成し、その的確
			かつ円滑な実施を推進しなければ

	Г		Г
			ならない。
			2 特定事業者は、前項の規定によ
			り防災計画を作成したときは、こ
			れを市長に届け出るとともに、そ
			の実施状況を市長に報告しなけれ
			ばならない。
			3 特定事業者は、前項の規定によ
			り届け出た防災計画が適当でなく
			なったときは、直ちに、これを変
			更し、市長に届け出なければなら
			ない。
第5章 (⁻	予防 <u>対策</u> 及び <u>応急対策</u>)	第5章(<u>震災の</u> 予防及び <u>震災が発生した場合</u>
		の措置)	
第 10	市は、震災対策を科学的かつ計画	<u>第 11</u>	市は、震災対策を科学的かつ計画
<u>条</u> (観測	的に行うため、地震に関する観測	<u>条</u> (観測	的に行うため、地震に関する観測
体制の	体制を充実させるとともに、国、	体制の	体制を充実させるとともに、国、
充実等)	神奈川県(以下「県」という。)、	充実等)	神奈川県(以下「県」という。)、
	防災研究機関等と連携し、震災に		防災研究機関等と連携し、震災に
	関する資料の収集及び分析、調査		関する資料の収集及び分析、調査
	研究等に努め <u>なければならない</u> 。		研究等に努め <u>るものとする</u> 。
<u>第 11</u>	<u>市</u> は、地震に関する観測、資料の	<u>第 12</u>	<u>市長</u> は、地震に関する観測、資料
<u>条</u> (情報	収集及び分析、調査研究等の結果	<u>条</u> (情報	の収集及び分析、調査研究等の結
の提供	について、市民、事業者、関係機	の提供	果について、市民、事業者、関係
等)	関等に的確に提供するとともに、	等)	機関等に的確に提供するととも
	市における震災対策等の状況に		に、市における震災対策等の状況
	関し、年次報告書を作成し、これ		に関し、年次報告書を作成し、こ
	を公表するものとする。		れを公表するものとする。
第 12 条	市は、高齢者、 <u>障害者</u> その他の地	第 13 条	市は、高齢者、 <u>心身障害者</u> その他
<u>(災害時</u>	震が発生した場合の対応に困難	<u>(高齢者</u>	の地震が発生した場合の対応に困
要援護	を伴うことが予想される者 <u>(以下</u>	等に対	難を伴うことが予想される者につ
者対策)	「災害時要援護者」という。)に	<u>する配</u>	いて、 <u>避難誘導、救出救助等に関</u>
	ついて、安否確認、避難誘導、救	<u>慮等)</u>	し配慮した震災対策を講ずるとと
	出救助等の支援活動が円滑に行		<u>もに、これらの者を支援する体制</u>
	われるよう必要な体制を整備す		が整備されるよう努めるものとす
	<u>るとともに、平素から地域の自主</u>		<u>る。</u>
	的な支え合いの取組を支援する		
	<u>ものとする。</u>		
	2 市長は、前項の取組を支援す		

	7.1 // // // // // // // // // // // // //		
	るため、災害時要援護者のうち規 別で中央スポークスプローはおり、##		
	<u>則で定める者に係る個人情報(横</u>		
	<u>浜市個人情報の保護に関する条</u>		
	例(平成 17 年 2 月横浜市条例第		
	6号) 第2条第3項に規定する保		
	│ <u>有個人情報のうち規則で定める</u>		
	<u>ものをいう。以下同じ。)につい</u>		
	て、自主防災組織及び規則で定め		
	<u>るものに対し、あらかじめ提供を</u>		
	<u>することができる。</u>		
	3 市長は、個人情報については、		
	あらかじめ当該災害時要援護者		
	のうち規則で定める者が前項の		
	提供を拒否する場合には、同項の		
	規定にかかわらず、当該提供をす		
	<u>ることができない。</u>		
	4 市長は、個人情報については、		
	第1項の取組を行うもの以外の		
	ものに提供してはならない。		
	5 第2項の規定により個人情報		
	の提供を受けたものは、当該情報		
	を第1項の取組以外の目的に利		
	用してはならず、当該情報の漏え		
	いを防止し、当該情報を規則で定		
	めるところにより適正に取り扱		
	<u>わなければならない。</u>		
<u>第 13</u>	市は、ボランティア団体との連携	<u>第 14</u>	市は、ボランティア団体との連携
<u>条</u> (ボラ	を図り、震災が発生した場合にお	<u>条</u> (ボラ	を図り、震災が発生した場合にお
ンティ	いてボランティア活動が円滑に	ンティ	いてボランティア活動が円滑に行
ア活動	行われるよう、その活動環境の整	ア活動	われるよう、その活動環境の整備
の推進)	備に努め <u>なければならない</u> 。	の推進)	に努め <u>るものとする</u> 。
<u>第 14</u>	<u>修正なし</u>	<u>第 15</u>	市は、震災が発生した場合におい
<u>条</u> (協定		<u>条</u> (協定	て、食料、医薬品等の供給、緊急
の締結)		の締結)	輸送の確保、応急の復旧に関する
			工事の施工等が迅速かつ的確に行
			われるよう、あらかじめ、関係事
			業者等と協定を締結するものとす
			る。

<u>第 15</u>	市は、都市計画法(昭和 43 年法	<u>第 19</u>	市は、都市計画に基づく都市施設
<u>条</u> (地震	律第 100 号)第4条第5項に規定	<u>条</u> (地震	の地震に対する安全性の向上を図
に強い	<u>する</u> 都市施設の地震に対する安	に強い	り、地震に強い都市づくりの推進
都市づ	全性の向上を図り、地震に強い都	都市づ	に努め <u>るものとする</u> 。
くりの	市づくりの推進に努め <u>なければ</u>	くりの	
推進)	<u>ならない</u> 。	推進)	
第 16 条	市は、地域防災拠点において、避	第 16 条	市は、地域防災拠点(震災が発生し
(地域防	難生活に必要な物資の備蓄並び	(地域防	た場合における避難場所として、
災拠点	に避難の実施に必要な施設及び	災 拠 点	<u>あらかじめ市長が指定する小学校</u>
の整備	設備の整備に努めるとともに、地	の整備	及び中学校をいう。以下同じ。)に
等)	域の住民、職員等からなる地域防	等)	おいて、避難生活に必要な物資の
	災拠点運営委員会を支援するも		備蓄並びに避難の実施に必要な施
	<u>のとする。</u>		設及び設備の整備に努めるととも
			に、 <u>自主防災組織による地域防災</u>
			拠点の運営体制の確立を支援する
			<u>ものとする。</u>
第 17 条 (応急的	市は、震災の発生に備えて、応急	第 17	市は、地域医療救護拠点(震災が発
な医療	的な医療を提供することができ	条 <u>(地域</u>	生した場合における応急医療を行
<u>を 提 供</u> す る こ	る体制を整備し、並びに医薬品並	<u>医 療 救</u>	う場所として、あらかじめ市長が
とがで	びに医療用の資材及び器材を備	<u>護 拠 点</u>	指定する小学校及び中学校をい
きる体 制 の整	蓄するとともに、県、医療関係団	の整備)	う。)において、適切な応急医療が
<u>刷</u> の産 備 <u>等</u>)	体等との連携に努めなければな		実施できるよう医薬品の備蓄並び
	<u>らない。</u>		に医療用の器具及び機材の整備を
			行うよう努めるものとする。
第 18 条	地盤の液状化による被害の発生		_(新規)_
<u>(液状化</u>	(以下「液状化」という。) の可		
<u>対策)</u>	能性が高いと予測される土地の		
	所有者、占有者又は管理者は、液		
	状化対策を講ずるよう努めるも		
	<u>のとする。</u>		
	2 市長は、液状化の可能性が高		
	いと予測される土地の所有者、占		
	有者又は管理者が液状化対策を		
	講ずることができるよう、液状化		
	の可能性が高いと予測される地		
	域を周知するものとする。		

	1	
第 19 条	崖の所有者、占有者又は管理者	_(新規)_
<u>(崖防災</u>	は、震災の発生に備えて、崖の防	
<u>対策)</u>	災対策に努めるものとする。	
	2 市は、崖の所有者、占有者又	
	は管理者が実施する崖を改善す	
	る工事を促進し、地震に対する崖	
	の防災対策の推進に努めなけれ	
	<u>ばならない。</u>	
第 20 条	市は、市民が迅速かつ適切に津波	_(新規)_
<u>(津波避</u>	からの避難行動をとることがで	
難対策)	きるよう、津波からの避難対策を	
	推進するものとする。	
	2 市民は、津波警報等の情報に	
	基づいて自らの判断で避難する	
	ことができるよう、津波からの避	
	難に関する知識の習得並びに避	
	難経路及び避難場所の確認に努	
	<u>めるものとする。</u>	
	3 津波により浸水すると予測さ	
	れる地域の周辺に事業所を設置	
	している事業者は、津波警報等の	
	情報に基づいて避難が行われる	
	よう、従業員等への教育、避難場	
	所の確保等を図るよう努めると	
	ともに、当該津波からの避難者の	
	受入れに努めるものとする。	
第 21 条	市は、震災が発生した場合におい	_(新規)_
(帰宅困	て、帰宅困難者(地震の発生時に	
難者対	外出している者のうち、自宅が遠	
<u>策)</u>	<u>距離にあること等により帰宅す</u>	
	ることができない者(近距離を徒	
	歩で帰宅する者を除く。)及び遠	
	<u>距離を徒歩で帰宅する者をいう。</u>	
	以下同じ。)の発生による混乱及	
	び事故の発生等を防止するため、	
	帰宅困難者が一斉に帰宅するこ	
	との抑制、帰宅困難者に対する支	
	援等の対策を推進するものとす	

	Г	
	<u>る。</u>	
	2 市民は、震災が発生した場合	
	において、公共交通機関が運行を	
	停止し、当分の間、その復旧の見	
	<u>通しが立たないときは、むやみに</u>	
	移動を開始しないよう努めると	
	ともに、市及び事業者が行う帰宅	
	困難者対策に協力するよう努め	
	<u>るものとする。</u>	
	3 事業者は、震災が発生した場	
	合において、公共交通機関が運行	
	を停止し、当分の間、その復旧の	
	見通しが立たないときは、従業員	
	等が当該事業者の施設内に待機	
	<u>することができるよう、当該施設</u>	
	の耐震化等従業員等が安全に待	
	機することができる環境を整備	
	し、従業員等が一斉に帰宅するこ	
	との抑制に努めるとともに、市が	
	行う帰宅困難者対策に協力する	
	<u>よう努めるものとする。</u>	
第 22 条	市は、地震により火災が発生した	_(新規)_
(地震に	場合における当該火災による被	
よる火	害の拡大を防止するため、主要な	
<u>災への</u>	道路の周辺等において建築物等	
<u>対策)</u>	の不燃化の促進に努めなければ	
	<u>ならない。</u>	
	2 市は、地震により火災が発生	
	した場合における当該火災によ	
	る被害の拡大を防止するため、市	
	民及び事業者に対し、出火の防止	
	及び初期消火に関する知識及び	
	技術を習得する機会を提供する	
	<u>ものとする。</u>	
	3 市民及び事業者は、出火の防	
	<u>止及び初期消火に関する知識及</u>	
	び技術を習得し、地震による火災	
	<u>の発生及び延焼の防止に努める</u>	

	ものとする。		
第 20 条	- 	第 20 条	市は、地震により火災が発生した
(不燃化		(不燃化	場合における当該火災による被害
の促進)		の促進)	の拡大を防止するため、主要な道
			路の周辺で市長が指定する区域に
			おける建築物等の不燃化の促進に
			努めるものとする。
第 23	市は、地震により大規模な火災が	第 18	市は、地震により大規模な火災が
<u>条</u> (広域	発生した場合に <u>おいて、火災の輻</u>	<u>条</u> (広域	発生した場合に <u>避難</u> する場所とし
避難場	(ふく)射熱及び煙から市民の生	避難場	て、広域避難場所を確保するよう
所の確	命及び身体を守るために数時間	所の確	努め <u>るものとする</u> 。
保)	<u>程度の避難を</u> する場所として、広	保)	2 市長は、前項の広域避難場所を
	域避難場所を確保するよう努め		確保したときは、標識の設置等の
	<u>なければならない</u> 。		方法により、当該広域避難場所の
	2 市長は、前項の広域避難場所		位置その他必要な事項を市民に周
	を確保したときは、標識の設置等		知するものとする。
	の方法により、当該広域避難場所		
	の位置その他必要な事項を市民		
	に周知するものとする。		
<u>第 24</u>	既存建築物(地震に対する安全性	<u>第 21</u>	既存建築物(地震に対する安全性
<u>条</u> (既存	に係る建築基準法(昭和25年法律	<u>条</u> (既存	に係る建築基準法(昭和 25 年法律
建築物	第 201 号)又はこれに基づく命令	建築物	第 201 号)又はこれに基づく命令
の安全	若しくは条例の規定に適合しな	の安全	若しくは条例の規定に適合しない
性の向	い建築物で同法第3条第2項の規	性の向	建築物で同法第3条第2項の規定
上)	定の適用を受けているものをい	上)	の適用を受けているものをいう。
	う。以下同じ。)の所有者は、当		以下同じ。)の所有者は、当該既存
	該既存建築物の地震に対する安		建築物の地震に対する安全性を向
	全性を向上させるため、当該既存		上させるため、当該既存建築物に
	建築物について耐震診断(地震に		ついて耐震診断(地震に対する安
	対する安全性を評価することを		全性を評価することをいう。以下
	いう。以下同じ。)を受けるとと		同じ。)を受けるとともに、必要に
	もに、必要に応じ、当該既存建築		応じ、当該既存建築物について耐
	物について耐震改修(地震に対す		震改修(地震に対する安全性の向
	る安全性の向上を目的とした改		上を目的とした改修をいう。以下
	修をいう。以下同じ。)を行うよ		同じ。)を行うよう努めなければな
	う努めなければならない。		らない。
	2 市は、既存建築物の地震に対		2 市は、既存建築物の地震に対す
	する安全性を向上させるため、耐		る安全性を向上させるため、耐震

農診断及び耐震改修の普及及び 診断及び耐震改修の普及及	
	び啓発
啓発に努め <u>なければならない</u> 。	
<u>第 25</u> 建築物又は広告塔、装飾塔、広告 <u>第 22</u> 建築物又は広告塔、装飾塔	、広告
条(落下 板その他建築物の屋外に取り付 条(落下 板その他建築物の屋外に取	り付け
対象物 けられている物(以下「広告塔等」 対象物 られている物(以下「広告塔	等」と
の安全 という。)の所有者又は管理者は、の安全 いう。)の所有者又は管理者	は、地
性 の 確 地震により落下対象物(建築物の 性 の 確 震により落下対象物(建築	物の屋
保) 屋外に設置された設備機器、外壁 保) 外に設置された設備機器、	外壁の
のタイル、屋外に面しているガラ タイル、屋外に面している	ガラス
スその他これらに類する建築物 その他これらに類する建築	物の部
の部分及び広告塔等をいう。以下 分及び広告塔等をいう。」	以下同
同じ。)が落下することを防止す じ。)が落下することを防止	するた
るため、当該落下対象物についめ、当該落下対象物につい	て、定
て、定期的に点検し、落下の防止期的に点検し、落下の防止	に努め
に努めなければならない。 なければならない。	
2 市は、地震により落下対象物 2 市は、地震により落下対	象物が
が落下することを防止するため、落下することを防止するため	め、落
落下対象物の実態について調査 下対象物の実態について調	査する
するとともに、落下対象物の安全ともに、落下対象物の安全と	全性の
性の確保に関する啓発に努め <u>な</u> 確保に関する啓発に努め <u>る</u>	<u>ものと</u>
<u>ければならない</u> 。 <u>する</u> 。	
第 26 市は、震災対策の拠点となる市庁 第 23 市は、震災対策の拠点とな	る市庁
条 (震災 舎、区庁舎、消防署、医療活動の 条 (震災 舎、区庁舎、消防署、医療	活動の
対策の中心となる病院、地域防災拠点を対策の中心となる病院、地域防災	拠点そ
拠 点 と の他の施設について、地震に対す 拠 点 と の他の施設について、地震	に対す
なる施る安全性の向上を図るものとすなる施る安全性の向上を図るよう	努める
設 の 安 る。	
全性の	
向上) 向上)	
第 27 市長は、震災が発生した場合にお <u>第 24</u> 市長は、震災が発生した場	合にお
条(緊急 いて、消火、救出救助その他の応 条(緊急 いて、消火、救出救助その	他の応
輸 送 路 急対策を行う <u>車両(以下「緊急車</u> 輸 送 路 急対策を行う <u>緊急車両</u> の通	行を確
の指定) <u>両」という。)</u> の通行を確保する の指定) 保するため、あらかじめ、	<u>当該</u> 緊
ため、あらかじめ、緊急車両が通 急車両が通行するための道	路の指
行する道路の指定を行うものと 定を行うものとする。	

	I		
	する。		2 市長は、前項の規定により指定
	2 市長は、前項の規定により指		した道路(以下「緊急輸送路」とい
	定した道路(以下「緊急輸送路」		う。)について、その路線名及び区
	という。)について、その路線名		間を市民、関係機関等に周知する
	及び区間を市民、関係機関等に周		ものとする。
	知するものとする。		
第 28	市長は、震災が発生した場合にお	<u>第 25</u>	市長は、震災が発生した場合にお
<u>条</u> (緊急	いては、直ちに、緊急輸送路につ	<u>条</u> (緊急	いては、直ちに、緊急輸送路につ
輸送の	いて緊急車両の通行を確保する	輸送の	いて緊急車両の通行を確保するた
確保)	ための調整を国、県、事業者等と	確保)	めの調整を国、県、事業者等と行
	行うものとする。		うものとする。
	2 市長は、緊急輸送路について、		2 市長は、緊急輸送路について、
	歩行者又は車両の通行の禁止又		歩行者又は車両の通行の禁止又は
	は制限が行われたときは、当該禁		制限が行われたときは、当該禁止
	止又は制限に係る対象、道路の区		又は制限に係る対象、道路の区間
	間等を市民に周知し、緊急輸送の		等を市民に周知し、緊急輸送の確
	確保に努め <u>なければならない</u> 。		保に努め <u>るものとする</u> 。
	3 市民は、緊急輸送の確保につ		3 市民は、緊急輸送の確保につい
	いて、協力しなければならない。		て、協力しなければならない。
第 29	市は、震災が発生した場合におけ	<u>第 26</u>	市は、震災が発生した場合におけ
<u>条</u> (海上	る海上輸送を確保するため、岸壁	<u>条</u> (海上	る海上輸送を確保するため、岸壁
輸送の	等の耐震化に努め <u>なければなら</u>	輸送の	等の耐震化に努め <u>るものとする</u> 。
確保)	<u>ない</u> 。	確保)	
第 30	市は、震災が発生した場合におけ	<u>第 27</u>	市は、震災が発生した場合におけ
<u>条</u> (航空	る航空輸送を確保するため、ヘリ	<u>条</u> (航空	る航空輸送を確保するため、ヘリ
輸送の	コプターの臨時の離着陸場の確	輸送の	コプターの臨時の離着陸場の確保
確保)	保に努め <u>なければならない</u> 。	確保)	に努め <u>るものとする</u> 。
第 31 条	市は、平素から災害廃棄物(震災		_(新規)_
<u>(空地等</u>	により発生した廃棄物(廃棄物の		
の 把 握	処理及び清掃に関する法律(昭和		
1	45		
及び提	<u>45 年法律第 137 号) 第 2 条第 1 項</u>		
<u>及び提</u> 供の協	45 年法律第 137 号) 第 2 条第 1 項 に規定する廃棄物をいう。) をい		

	建設等の用に供することができ		
	<u>る土地(以下「空地等」という。)</u>		
	の所在を把握するよう努めなけ		
	<u>ればならない。</u>		
	2 空地等の所有者、占有者又は		
	<u>管理者は、震災が発生した場合に</u>		
	おいて、当該空地等の提供に関し		
	協力するよう努めるものとする。		
第32条(<u>土地</u> の所有者、占有者又は管理者	第 28	広場その他の空地(以下「空地」と
土地 の	は、震災が発生 <u>し、応急措置を実</u>	<u>条</u> (<u>空地</u>	いう。)の所有者、占有者又は管理
一時使	施するため緊急の必要がある場	の — 時	者は、 <u>震災が発生した場合</u> におい
用の協	<u>合において、</u> 市長又は市長が必要	使用の	て、市長又は市長が必要があると
カ)	があると認める者が次に掲げる	協力)	認める者が次に掲げる <u>空地</u> の一時
	<u>土地</u> の一時使用を <u>行おう</u> とする		使用を <u>しよう</u> とするときは、これ
	ときは、これに協力しなければな		に協力しなければならない。
	らない。		(1) 緊急車両の通行を阻害する
	(1) 緊急車両の通行を阻害する道		道路上の障害物を保管することを
	路上の障害物を保管することを		目的とする <u>空地</u> の一時使用
	目的とする <u>土地</u> の一時使用		(2) 道路を応急に復旧すること
	(2) 道路を応急に復旧することを		を目的とする <u>空地</u> の一時使用
	目的とする <u>土地</u> の一時使用		(3) 消火、救出救助、医療救護そ
	(3)消火、救出救助、医療救護そ		の他の応急対策を行うヘリコプタ
	の他の応急対策を行うヘリコプ		一が臨時に離着陸することを目的
	ターが臨時に離着陸することを		とする <u>空地</u> の一時使用
	目的とする <u>土地</u> の一時使用		2 市は、前項の規定による空地の
			一時使用を円滑に推進するため、
			空地の所在を調査し、当該空地の
			所有者、占有者又は管理者にあら
			かじめ協力を依頼する等により、
			その確保に努めるものとする。
第 29 条	_(削除)_	第 29 条	市長は、震災が発生した場合にお
(応急		<u>(応急危</u>	いて、応急危険度判定を行う必要
危険度		<u>険 度 判</u>	があると認めるときは、応急危険
判定の		定の実	度判定を行う資格を有する者に対
実施)		<u>施)</u>	し、応急危険度判定の業務に従事
			するよう要請するものとする。

			2 前項の要請を受けて応急危険
			<u>度判定の業務に従事する者は、当</u>
			該業務に必要な限度において、震
			<u>災を受けた建築物又は宅地に立ち</u>
			<u>入って調査することができる。</u>
			3 震災を受けた建築物又は宅地
			の所有者、占有者又は管理者は、
			<u>応急危険度判定に協力しなければ</u>
			<u>ならない。</u>
			4 応急危険度判定を受けた者は、
			当該応急危険度判定の結果に基づ
			き、避難、建築物の補強その他の
			適切な対応を図るよう努めなけれ
			<u>ばならない。</u>
			5 市は、応急危険度判定の実施体
			制の充実を図るとともに、応急危
			<u>険度判定が円滑に実施されるよ</u>
			<u>う、その啓発に努めるものとする。</u>
第 33	修正なし	第 30	市長は、震災が発生した場合にお
<u>条</u> (国、		<u>条</u> (国、	いて、消火、救出救助、医療救護
他の地		他の地	その他の応急対策の円滑な実施を
方 公 共		方公共	図るため必要があると認めるとき
団体等		団体等	は、国、他の地方公共団体、公共
との協		との協	的団体及び事業者に対し、迅速か
カ)		力)	つ的確な協力の要請を行うものと
			する。
			2 市長は、他の地方公共団体か
			ら、震災が発生した場合における
			応急対策の実施について協力の要
			請があったときは、積極的かつ迅
			速にこれに応ずるものとする。
第6章(復	[旧対策及び復興対策]		
第 34 条	市、道路管理者(道路法昭和 27		_(新規)_
(復旧対	年法律第 180 号)第 18 条第 1 項		
策)	に規定する道路管理者をいう。)		
	及び電気、ガス、輸送、通信そ		
	の他の公益的事業を営む事業者		

	は、地震により重大な被害が発		
	生した場合には、相互に連携す		
	るとともに、それぞれの組織及		
	び機能を挙げて社会基盤の早期		
	の復旧を図るものとする。		
	2 事業者は、地震により重大な		
	被害が発生した場合は、その組		
	織及び機能を挙げて、その管理		
	する施設及び設備の早期の復旧		
	並びに事業の早期の再開に努め		
	<u>るものとする。</u>		
第 35 条	市は、地震により重大な被害が		<u>(新規)</u>
(復興対	発生した場合は、震災復興基本		
<u>策)</u>	計画を策定し、市民生活、経済		
	等の再生及び安定並びに都市の		
	安全性の向上に配慮した復興対		
	策を実施するものとする。		
	2 市は、地震により重大な被害		
	が発生した場合は、国、県、防		
	災関係機関等と連携を図るとと		
	もに、市民及び事業者による復		
	興を支援するものとする。		
	3 市民は、地震により重大な被		
	害が発生した場合は、相互に助		
	け合い、自らの生活の再建に努		
	<u>めるものとする。</u>		
	4 事業者は、地震により重大な		
	被害が発生した場合は、事業の		
	継続又は事業の速やかな再開に		
	より雇用の場の確保に努めると		
	ともに、地域経済の復興に貢献		
	するよう努めるものとする。		
<u>第7章</u> (雑	<u>第7章</u> (雑則)		則)
第 36 条	市長は、 <u>第14条</u> の協定に係る業	<u>第 31</u>	市長は、 <u>第15条</u> の協定に係る業
(補償等)	務に従事した者が、 <u>その</u> 業務に	条(補償	務又は第 29 条の応急危険度判
	起因して死亡し、負傷し、若し	等)	<u>定の業務</u> に従事した者が、 <u>それ</u>
	くは疾病にかかり、又は障害の		<u>らの</u> 業務に起因して死亡し、負
	状態となった場合においては、		傷し、若しくは疾病にかかり、

	労働者災害補償保険法(昭和 22		又は障害の状態となった場合に
	年法律第50号)その他の法令等		おいては、労働者災害補償保険
	の規定による補償等が行われる		法(昭和 22 年法律第 50 号)その
	ときを除き、当該業務に従事し		他の法令等の規定による補償等
	た者に、横浜市消防団員等公務		が行われるときを除き、当該業
	災害等補償条例(平成9年10月		務に従事した者に、横浜市消防
	横浜市条例第60号)中応急措置		団員等公務災害等補償条例(平
	従事者に係る補償の規定を適用		成9年10月横浜市条例第60号)
	するとした場合の補償の額を限		中応急措置従事者に係る補償の
	度として、補償を行うことがで		規定を適用するとした場合の補
	きる。		償の額を限度として、補償を行
	2 市長は、第14条の協定に係		うことができる。
	る業務に従事した者が、 <u>その</u> 業		2 市長は、第15条の協定に係る
	務を遂行するに当たり他人に損		業務又は第 29 条の応急危険度
	害を与えた場合(当該損害が当		<u>判定の業務</u> に従事した者が、 <u>そ</u>
	該業務に従事した者の故意又は		<u>れらの</u> 業務を遂行するに当たり
	重大な過失による場合を除く。)		他人に損害を与えた場合(当該
	において必要があると認めると		損害が当該業務に従事した者の
	きは、当該業務に従事した者に		故意又は重大な過失による場合
	代わって、その者が負うべき損		を除く。)において必要があると
	害賠償の責任の限度において賠		認めるときは、当該業務に従事
	償を行うことができる。		した者に代わって、その者が負
			うべき損害賠償の責任の限度に
			おいて賠償を行うことができ
			る。
第 37 条	修正なし	第 32 条	この条例に定めるもののほか、
(委任)		(委任)	この条例の施行に関し必要な事
			項は、規則で定める。
	-		